

第1号議案 地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

令和3年4月30日提出

東海市長会

都市自治体が厳しい財政状況の中、様々な行政課題に対して、地域が持つ特性や住民ニーズを踏まえて的確に対応し、自らの政策を自らの財源で実施できるようにするためには、地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方制度改革の推進について

都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。また、道州制導入を含めた地方制度改革の推進や特別自治市などの新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

2. 地方交付税算定における消防費への加配について

地方交付税額の算定において、基準財政需要額のうち消防費は人口規模により算定されるが、へき地や山間地を含む広大な面積を抱える都市自治体においては、人口規模による標準団体以上の消防力整備が必要となるため、実情に応じ更に加配した算定とすること。

3. 新型コロナウイルス感染症の対応への支援について

新型コロナウイルス感染症による税収減など影響の長期化が見込まれるため、都市自治体の実情や感染拡大の状況に応じ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続や地方債メニューの拡充など、行政サービスを維持するための柔軟かつきめ細やかな財政支援を適時適切に講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の翌年度への事業繰越における要件緩和、事務全般の軽減等への弾力的な対応を図ること。

4. 地方財政の充実強化について

- (1) 地方の安定的な財政運営のため、地方交付税法で規定する法定率の引上げにより、確実に地方交付税総額を確保し、臨時財政対策債制度の廃止に向け積極的に取り組むこと。
- (2) 国が自ら行う施策や制度改正等に基づく施策については、地方交付税措置にとどめることなく、地方負担が発生しないよう国庫補助金等の財源補填の仕組みを構築すること。
- (3) 法人実効税率を引き下げer場合には、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。
- (4) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、都市自治体に取り組む企業誘致の推進等による法人税収増加への施策効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税割税率の引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みの検討など十分配慮すること。
- (5) 昨今の超低金利政策の中、依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成19年度から平成24年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還制度を復活するとともに、年利等の対象要件を緩和すること。
- (6) 賦課期日以降に出国する外国人労働者について、個人住民税を確実に徴収するための制度の構築を図ること。
- (7) ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、国において地方特例交付金等による全額補填措置を講じること。
- (8) 令和3年度に限った固定資産税及び都市計画税（土地）の特例措置に対する減収分については、その全額を国が補填すること。
- (9) 国有資産等所在市町村交付金について、管理形態が指定管理や業務委託等の場合には交付の対象とならないが、使用実態、受益の関係に応じて、管理形態に関係なく交付を行うこと。
- (10) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

5. 国庫補助金等における財政力に応じた調整措置の廃止について

地方法人課税の偏在是正と地方交付税の調整によって財政の格差調整を図りながら、さらに、補助金等においても格差を設ける措置は、三重の格差是正措置となっていることから、財政力指数を根拠とした国庫補助金等の補助率調整措置を廃止すること。

6. 補助事業等により取得した財産の処分の承認基準の見直しについて

人口減少、少子高齢化に伴う利用需要の減少や施設の老朽化など公共施設を取り巻

く情勢の変化に対応し、公共施設の総量縮減、適正配置等の一層の推進が可能となるよう、財産の処分の承認基準、とりわけ包括承認事項についての見直しをすること。

7. 市庁舎建て替えに係る支援制度の創設について

大規模地震の発生により、災害対策の拠点となるべき市庁舎が直接被災し、災害対策本部として機能しないことや業務継続が不可能となるといった事例があり、復興事務を進めるためには災害の影響を最小限に留める免震化が望まれるものの、必要な財源を調達することが困難な状況にある。予防的な措置として免震構造を備えた本庁舎等の施設建設への財政支援制度を創設すること。

8. 都市自治体のデジタル化の推進について

- (1) 都市自治体の業務のうち、共通性の高い業務を中心に国が標準化等の実用化策を講じた上で、全国展開を図ること。
- (2) マイナンバーカードの普及促進に当たって、運転免許証や銀行口座の連動等、国が主導して民間活用も含めた利用場面の拡大を図るとともに、ロードマップを示すこと。
- (3) マイナンバーに関する都市自治体の業務において、システムの導入及び運用に係る経費について、都市自治体に財政負担が生じないように、継続的かつ十分な財政措置を講じること。また、カードの交付申請等の手続きを広域で取り組むことができる体制を構築すること。
- (4) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が共同で開発し、実証実験中である自治体テレワークシステムについて、テレワークを強力に推進するため、本格運用を早期に実現すること。

9. インターネット上の人権侵害への対応と差別救済に関する法整備等について

プロバイダ責任制限法において、人権侵害につながる誹謗中傷の書込みを規制するとともに、プロバイダ等の削除責任を明文化し、誹謗中傷等の情報が拡散された被害者への救済措置に関わる手続きを緩和すること。また、人権三法といわれる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」についても、差別禁止と救済の実効性を担保するための条項を追加し、法の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害に対して、被害者への差別禁止と人権救済に向けた法整備を図ること。

10. 多文化共生施策の推進について

外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策を推進し、都市自治体実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。加えて法務省の総合調整機能の下、実効性のある省庁横断的な多文化共生政策を強力に推進すること。

11. 外国人市民に対する税務相談体制の強化について

税務署において、地域の実情に応じて多言語での申告環境を充実させること。

1 2. 地域おこし協力隊制度の拡充について

地域おこし協力隊制度の地域要件に該当しない都市自治体においても、少子高齢化や人口減少の進展が深刻であり、地域活性化を担う人材不足を解決する手段として必要な制度であるため、地域要件のうちの人口減少率に関する要件を緩和すること。

1 3. 不動産登記制度の改善について

相続登記手続きの簡素化・低コスト化等を検討するなど、所有者不明解消に向けた不動産に係る関連法等の整備、推進を図ること。

1 4. 人事院勧告における地域手当支給地域について

人事院勧告における地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圈等の実態を考慮した指定とするとともに、10年ごととされている見直しの期間を3年程度とすること。

1 5. 国勢調査等各種統計調査の調査方法について

統計調査員及び指導員の確保について、業務委託を含めた対策を示すとともに、業務効率化のために調査方法のデジタル化を推進すること。また、調査票の多言語化を一層進めるなど、外国人に配慮した調査方法を構築すること。

1 6. 財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外について

議員のなり手不足が課題である財産区議会議員選挙においては、立候補者に供託手続きや供託金の負担を強いる供託金制度を適用除外とすること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第2号議案 地震・津波等災害防災対策の充実強化について

令和3年4月30日提出

東海市長会

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨など様々な自然災害や原子力発電所事故などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等の予防防災のため、富士山火山砂防事業に係る予算を拡充すること。特に土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂池等の整備については、重点的に整備を進めること。
- (2) 南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。また、防潮堤・海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保を行うとともに、財政措置の拡充を講じること。
- (3) 被災自治体の負担や混乱を軽減するため、有事の際には近隣の県が外部からの支援物資受入れ窓口となり、物資の整理・調整等を行うなどの災害時支援物資相互受入れ体制の構築を図ること。

2. 南海トラフ地震臨時情報発表時における災害救助法の適用と公的機関等の対応方針の検討について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難対象地域を有する各市町村の避難対策の実効性を高めるため、災害救助法の適用と臨時情報発表時の学校や病院などの公的機関や企業等の対応について一律的な方針を示すとともに、所管省庁において関係機関への周知徹底を図ること。

3. 緊急防災・減災事業債制度の恒久化について

全国的に大規模自然災害が頻発する中、財政状況の厳しい都市自治体が消防防災体制、施設、基盤等の整備を計画的に進めるには長期間を要するため、令和7年度まで期間延長された緊急防災・減災事業債制度を恒久化すること。

4. 河川改修事業等の推進について

- (1) 集中豪雨等の自然災害対策に係る河川の改修や排水ポンプ場の整備を一層促進するため、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和すること。
- (2) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防の整備など河川の整備促進及び継続的かつ安定的な管理を実施すること。また、準用河川改修事業の補助対象要件を緩和すること。更に、準用河川では水位計の設置が進んでおらず、避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備の支援を行うこと。
- (3) 天竜川の治水対策及び遠州灘における侵食対策のため策定されている「天竜川流砂系総合土砂管理計画」における「ダム貯水池機能の維持・確保と土砂移動の連続性の確保」、「河道掘削による治水安全度の維持・確保」、「土砂移動の連続性の確保と海岸防護機能の維持・確保」を着実に推進すること。
- (4) 一級河川雲出川における河川整備計画に基づく河川改修事業の推進を図ること。
- (5) 防災・減災対策としての効果はもとより、地域活性化へのストック効果も期待されることから、津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の予算を確保し、着実な整備推進を図ること。
- (6) 河川上流域の土石流災害を防止するため、砂防施設整備を推進し、早期完了すること。

5. 被災住宅の再建に係る支援制度の拡充について

被災住宅の迅速な再建のため、被災者生活再建支援金の更なる拡充を図ること。また、保険への加入を促進するため、地震保険料控除額の拡充に加え、水害を対象とした場合についても保険料を控除するなど制度の拡充を図ること。

6. 防火機器設置への支援について

大規模地震発生時における出火防止に効果的な感震ブレーカーの設置を促進するため、機器設置に係る財政支援制度を創設すること。

7. 木造住宅耐震対策の拡充について

木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要であることから、寝室など部分的に補強する安価な耐震改修制度を新設するなど、耐震改修等制度の見直しを行うこと。

8. 消防設備整備に係る国庫補助金の拡充について

大規模災害や各種災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊等の充実強化や、様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化に関する整備費用について、国

庫補助金の対象範囲を拡充し、予算を満額確保すること。

9. 消防防災施設の維持管理への支援について

消防緊急通信指令施設の維持管理には高額な費用が必要となり、都市自治体に大きな財政負担が生じているため、財政支援制度を創設すること。

10. 消防救助資機材の整備への支援について

山岳遭難事故や河川での水難事故への対応のため、国等が管理する山岳及び河川を管轄する都市自治体に対し、山間地救助用資機材及び水難救助用資機材の整備に係る財政支援制度を創設すること。

11. 非常備消防体制の充実強化について

消防団の強化のために市が実施する消防ポンプ自動車の整備・更新が継続的にできるよう、交付税措置等を拡充すること。

12. 上下水道事業の浸水・止水対策に係る支援について

上水道事業の浸水・止水対策に係る国の支援メニューを創設するとともに、資本単価が90円/m³以上という要件等の採択基準を緩和すること。また、下水道事業の浸水・止水対策については、防災・安全交付金をはじめとする支援制度の一層の充実を図ること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第3号議案 福祉・保健・医療施策の充実強化について

令和3年4月30日提出

東海市長会

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症は、我が国の国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらし、ワクチン接種を含めた医療提供体制を確保する必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種について

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの効果や安全性に関して速やかな情報提供を図ること。また、ワクチン接種事業について、それぞれの自治体の実情に合わせた体制整備に伴う財政支援の充実強化や広域的な医師・看護師の派遣体制の整備など、国による更なる体制整備を図ること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金については、補助金の上限額が示されたが、十分なワクチン供給量の確保と供給時期の明示はもとより、市町村の超過負担が生じないように、国による全額負担として措置する予算を確保すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症による小中学校、幼稚園、保育園の休校・休園を回避するため、ワクチン優先接種対象者に小中学校教職員、幼稚園教諭、保育士、学校給食調理員を追加すること。また、地域の衛生管理を維持するため、廃棄物収集員も対象者とする。

2. 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援について

- (1) 受診控えによる外来患者の減少、また、罹患者の受入れ体制整備に伴う入院患者の減少により診療報酬が激減し、厳しい経営を強いられている医療機関に対し、必要な財政措置を講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により人的・財政的に逼迫する医療機関への財政支援が講じられているが、自治体病院が要件を満たすことが困難な支援制度が多いため、制度の弾力的な運用及び活用しやすい財政支援制度を創設すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が蔓延する地域医療の状況において、非コロナウイルス感染症患者の受け入れ病床に対する施設基準の緩和や人的支援を検討すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、病院収支補填への活用を新たに対象とするとともに、空床補償や院内感染防止対策費等への措置を継続すること。
- (5) 特別減収対策企業債については、繰出基準を償還利子のみならず元利償還金の全額とした上で、罹患者受け入れ病院に配慮した地方交付税による加算措置を講じること。
- (6) 地方交付税措置の算定における病床割の算定基礎額（1床あたりの金額）を増額すること。
- (7) 地域医療の重要な役割を担う公立病院及び公的病院の再編統合を進める地域医療構想の見直しを行うこと。
- (8) アフターコロナの時代を見据えて、オンライン診療実施基準の緩和及び診療報酬の引上げを行うこと。

3. 新型コロナウイルス感染症陽性患者への診療報酬の引上げについて

新型コロナウイルス感染症陽性患者について、処置の必要のない経過観察程度の軽症者の入院の場合、診療報酬の算定が低く入院を断られる要因にもなるため、入院基本料の引上げを行うこと。

4. 介護従事者へのPCR検査の実施について

介護施設において新型コロナウイルス感染症のクラスター発生が相次いでいるため、感染防止対策として、国費による介護従事者への定期的なPCR検査の実施または介護施設が実施するPCR検査費用を全額国費により負担すること。

5. 乳幼児健診における新型コロナウイルス感染防止対策への支援について

乳幼児健診における新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用については、殆どの都市自治体において実施する集団健診にも、個別健診での実施と同様に財政支援を講じること。

6. 新型コロナウイルス感染症に係る治療法の確立について

新型コロナウイルス感染症を抑え込むため、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うなど、治療方法を早期に確立すること。

7. 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険への財政措置について

新型コロナウイルス感染症を原因とした国民健康保険被保険者の所得減少が、制度財政の安定的な運営に影響を及ぼさないよう、十分な財政措置を講じること。

8. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る財政支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者自立支援法に定める一時生活支援事業の利用が急増しているため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の地方負担分に対する財政支援を拡充すること。

9. 国民健康保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図った上で、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、被保険者の負担軽減のため、更なる国費の投入など国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。
- (2) 各都道府県で令和3年度から議論が加速する「国民健康保険の保険料（税）水準の県内統一」について、年齢構成を反映した医療費水準の調整や各市町村における医療費適正化の成果など、市町村の経営努力が反映される道筋を示したうえで進めるとともに、新たな保険料（税）負担の上昇にならないよう、市町村国保の苦境を十分に理解した議論とすること。
- (3) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。
- (4) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

10. 介護保険制度の財政基盤強化について

介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、介護保険制度が全ての国民にとって安心してサービスを受けることができる持続可能な社会保険制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合の引上げや調整交付金の見直し等により保険料の増額を抑制する対策を講じること。

11. 家族介護手当支給事業に係る助成制度の創設について

各都市自治体が独自に実施している家族介護手当支給事業について、都市自治体の財政規模による助成格差を解消するため、財政支援を含め、国の主導による事業とすること。

12. 養護老人ホームの施設運営に係る財政支援について

入居者の減少や施設の老朽化などにより、都市自治体の財政負担が非常に大きくなっているため、財政措置を講じること。

13. 認知症高齢者等の賠償事故補償制度に関する法整備等について

- (1) 認知症高齢者やその家族が安心して暮らしていくため、認知症高齢者等による事故に起因する損害の賠償責任に関する法整備を行うとともに公的救済制度を創設すること。
- (2) 公的救済制度が創設されるまでの間において、都市自治体を実施する認知症高齢者等の賠償事故補償制度に対する補助又は地域支援事業交付金の対象経費とすること。

1 4. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

- (1) 地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、へき地医療勤務の義務化、地域の基幹病院へのローテーション体制や派遣体制の確立など地域の医療格差の縮小に取り組むこと。併せて大学医学部の定員と地域枠数について、令和5年度以降漸減する方針となっているが、医師不足と医師の偏在が解消されていない県においては、現状を維持すること。
- (2) 地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策を講じること。また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。
- (3) 安心して妊娠・出産・子育てができる地域医療体制の確保のため、出産のできる医療機関及び産科二次・三次救急医療体制を確保するとともに、産科・小児科医師確保対策を推進すること。
- (4) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。
- (5) 都市自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等(大学等)に対し、都市自治体への就業について広報等で働きかけること。また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。
- (6) 新専門医制度において、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、国が主体的に関与すること。
- (7) 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用は医師の労働環境の改善及び地域の定着につながるが、引き続き地域の医療が十分に確保されるよう、地域の実態を踏まえて慎重な検討を行うこと。
- (8) 社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされていることから、医療機関の消費税負担分は社会保険診療報酬等に反映されることになるが、過去の消費税率引上げ時の補填不足や、個別の医療機関の仕入構成の違いによる補填の過不足が生じる等の課題も残っているため、速やかに現行制度から軽減税率方式(免税制度、ゼロ税率等)に転換するなど、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

1 5. 地域医療構想に係る支援の拡充について

病院再編・統合を促す地域医療構想の推進に向け、早期に病床削減に取り組んだ事例に対しても断続的な支援の対象とすること。

1 6. 予防接種、妊婦健診及びがん検診への財政支援について

- (1) 定期予防接種や妊婦健診に係る費用については、地方交付税への算入ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助による財政支援とすること。また、がん検診の総合支援事業に係る費用については、国庫補助による財政支援を継続すること。

(2) 風しん予防に向けた抗体検査及び予防接種に関する助成制度を拡充すること。特に、先天性風しん症候群（CRS）対策である「妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等」に対する予防接種への助成制度の拡充を優先すること。

17. 子どもの医療費助成制度の創設について

子どもの医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることから、義務教育終了時までの子どもに対する医療費への助成制度を創設すること。

18. 育児休業給付の財源の見直しについて

子育て支援を推進する気運を社会全体で高めるため、育児休業給付の位置付け及び財源を雇用保険制度から子ども・子育て支援新制度とすること。また、コロナ禍において求められている在宅勤務への転換推進を雇用保険制度における雇用安定事業に位置付けた上で、現在の育児休業給付の財源を充てること。

19. 保育士の確保及び処遇改善に向けた取組強化について

「保育士宿舍借り上げ支援事業」において、実施主体となるための要件である「子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村」を緩和し、全ての都市自治体を対象とすること。

20. 放課後児童健全育成事業への支援について

(1) 放課後児童健全育成事業に係る補助基準額をクラブ運営経費に見合うよう増額すること。また、年間開所日数250日以上は、実際の年間平日日数との乖離があるため見直すとともに、開所日数に応じた区分を更に細分化して、補助基準額を設定すること。

(2) 小規模の放課後児童クラブが設置しやすいよう、子ども・子育て支援交付金における放課後児童健全育成事業において、10人未満のクラブ設置に対しても10人以上のクラブ設置と同様の補助要件とするよう緩和すること。

(3) 放課後児童健全育成事業において学校の余裕教室を活用するために障壁となっている建築基準法及び建築基準法施行令の規制緩和を行うこと。

21. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 普通交付税交付団体不交付団体に関わらず、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担の増額分全てに財政措置を講じること。

(2) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育希望者の増加により、認定こども園の施設整備が更に必要となるため、地方交付税措置に加え、認定こども園の施設整備に係る補助制度を内閣府に統合するなど、制度の一本化を図るとともに、その補助率については厚生労働省に合わせ2/3とすること。また、既存の公立認定こども園の保育所部分整備に対しても、財政支援を講じること。

(3) 施設整備の拡大を図ることで必要となる人材を確保するとともに、保育の質の確保

に必要な対策を行うこと。また、幼児教育・保育の無償化に伴い都市自治体の財政運営や待機児童対策に過度な負担が生じることがないように、国の責任において確実な財源確保と地方財政措置を講じること。

- (4) 幼児教育・保育の無償化に伴う都市自治体・施設の業務及び財政負担の増加に対し、事務費補助制度を延長するなど、財政支援をすること。
- (5) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園預かり保育需要の増加に対し、1号認定及び2号認定の公平性を確保するため、幼稚園預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。
- (6) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上の子どもの無償化開始年齢が利用施設によって異なるため無償化開始の年齢を統一すること。

2.2. 待機児童解消への支援について

育児・介護休業法で定める育児休業について、子育て環境の充実や都市自治体の事務軽減などのために現行の最大1年から2年に延長すること。また、在宅で子育てをしている世帯に関しては税の公平性を配慮し、課税の軽減を行うなど財政支援を講じること。

2.3. 児童養護施設等退所児童への自立支援の拡充について

社会的養育が必要な児童に対して、子どもの幸せを最優先にした取組が重要であり、児童養護施設等退所後に安定した生活が維持できるよう現行の「自立支援資金貸付事業」の返済免除条件の緩和や給付型への移行等自立支援に向けた施策の拡充を行なうこと。また、退所児童等のアフターケア事業が、各施設において実施できるよう更なる取組の充実を図ること。

2.4. 福祉サービスにおける送迎加算の改善について

福祉サービスの報酬における送迎加算は、送迎距離の長短や地理的及び気候要件による費用負担の多寡にかかわらず全国一律の単位数のため、地域の実情を踏まえた加算内容に改善すること。

2.5. 障がい者支援事業への支援について

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業においては、事業実績に見合う十分な財政支援を講じること。また、必須事業のうちの移動支援事業と日常生活用具給付金等事業は、従来の国庫補助の配分と別枠に位置付け、事業実績に見合う確実な財政支援を講じること。

2.6. 生活保護制度の見直しについて

- (1) 生活保護制度は国が責任を負うべき全国一律の制度であり、最後のセーフティネットとして適切に運用していくため、生活保護費は全額国庫負担とすること。また、制度改正に伴うシステム改修経費を含めた関連経費も全額国庫負担とすること。
- (2) 近年の猛暑により、夏季での冷房器具使用による光熱費の支出増加が避けられない

ことから、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、実情に合わせた夏季加算を早急に創設すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第4号議案 都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

令和3年4月30日提出

東海市長会

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会資本整備への支援について

(1) 地域の安全・安心と暮らしを支え、災害に強い都市基盤の構築や地域経済の活性化に必要な幹線道路や高速道路をはじめ、河川管理、砂防管理、市街地再開発、土地区画整理、都市公園、公的賃貸住宅等の社会資本整備が計画的に進捗するよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等において、地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとって更に活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

(2) 社会資本整備総合交付金事業及び道路局所管補助事業において、土地の取得に必要な不動産鑑定評価や分筆登記に係る経費を補助対象とするよう制度を拡充すること。

2. 河川整備事業の推進及び支援について

(1) 木曾川水系河川整備計画に基づく護岸等整備を推進するとともに、洪水対策に有効な新丸山ダムの早期完成を図ること。

(2) 近年では雨の降り方が局所化・集中化・激甚化しているため、流域治水対策としての長良川遊水地整備が早期に実現されるよう、安定的かつ十分な予算を確保すること。

(3) 都市自治体が管理する普通河川改修に、社会資本整備総合交付金が活用できるよう制度を拡充すること。

(4) 河川の治水安全性の向上を図るため、緊急浚渫推進事業債の拡大及び事業期間を延長すること。また、河川改修を計画的に進めるには長期間を要するため、令和7年度まで期間延長された緊急自然災害防止対策事業債を更に延長すること。

3. 道路整備事業の促進等について

- (1) 地域の発展と安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。
- (2) 物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持つ広域幹線道路（浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称））について整備促進を図ること。また、国道1号潮見バイパスについて、交通量の増加により発生している交通事故削減及び渋滞緩和対策を図ること。
- (3) 国道150号バイパス（南遠幹線）までの未整備区間の早期事業着手に向けて支援を行うこと。
- (4) 国道1号バイパスは、大規模災害時の緊急輸送路等として位置付けられているものの、現在、慢性的な交通渋滞が発生しているため、住民生活や産業・経済活動に支障をきたしている。バイパスの4車線化により、交通渋滞の解消、企業活動の活性化、医療サービスの向上等を図るため、早期に事業着手及び事業促進すること。
- (5) 地域高規格道路金谷御前崎連絡道路（国道473号バイパス）の東名高速道路相良牧之原インターチェンジ以北の未整備区間を早期に整備すること。
- (6) 空港アクセス道路は空港アクセスの向上だけでなく、広域的な連携を図るためのインフラ整備であるため、空港アクセス道路（（主）吉田大東線南原工区）早期開通のための予算を確保すること。
- (7) 重要な路線である国道21号の完全6車線化と岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。
- (8) 東海環状自動車道の事業推進を図るとともに、幹線道路をはじめ生活に密着した県道、市道整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。
- (9) 名阪国道から新名神高速道路を経て名神高速道路をつなぐ名神名阪連絡道路に、早期着手すること。
- (10) 国道167号磯部バイパス等、伊勢志摩連絡道路の事業促進・早期完成を図ること。
- (11) 熊野尾鷲道路Ⅱ期及び熊野道路の早期完成及び紀宝熊野道路の早期工事着手を図り、紀伊半島を一周する高速道路を早期に整備すること。
- (12) 交通安全・無電柱化に係る事業等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (13) 交通事故が多発する交差点の改良や大型車両の交通が多い道路への歩道設置等の早期整備を図るため、防災・安全交付金において交通安全対策事業への予算を安定的かつ十分に確保すること。

4. 港湾整備事業について

- (1) 寄港する船舶の大型化に対応するため、港湾機能の強化、利便性向上に資する港湾整備及び防災・減災対策を推進するとともに、老朽化対策等適正な維持管理を実施す

ること。

(2) 御前崎港西埠頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第2バースの整備を図ること。

(3) 既存ストックの活用と併せて衣浦港全体の機能再編により物流機能の強化を図るとともに、西三河地域を含む衣浦港全体の防災機能の強化のため、衣浦港外港地区(衣浦ポートアイランド)に耐震強化岸壁及びこれにアクセスする臨港道路の事業化を図ること。

5. インフラの維持管理・更新に係る財政支援について

(1) 社会資本の的確な維持管理を行い、都市自治体が管理責任を果たすことができるよう、個別の施設計画に基づく維持管理・更新費の所要額を確保すること。

(2) 安全・安心で衛生的な道路環境を確保するため、道路の側溝浚渫、中央分離帯や路肩の除草及び堆積土砂の除却に要する経費について、緊急浚渫推進事業債と同様に地方債の発行を可能とし、その元利償還金に対する70%が交付税措置される制度を創設すること。

(3) 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)の対象事業に、河川や道路の管理事業を加えること。

(4) 都市自治体が管理する道路及び橋梁やトンネル等の道路構造物の安全確保、老朽化対策及び長寿命化を着実に進めるため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、道路メンテナンス事業補助金等の必要な予算を継続的に確保すること。また、点検及び修繕に係る支援制度の充実を図ること。

6. 水道事業への支援について

(1) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金の確実な財源確保に努めるとともに、より多くの水道事業者が活用できるよう、補助採択基準のうちの資本単価要件の緩和などにより制度の拡充を図ること。

(2) 生活基盤施設耐震化等交付金の確実な財源確保に努めるとともに、補助採択基準の緩和または撤廃、基幹管路以外への対象事業の拡大、補助率の引上げにより制度の拡充を図ること。

(3) 自然条件等により、建設改良費が割高なために資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業については、高料金対策として一般会計による繰出しが認められているが、繰出基準は前々年度における有収水量1m³当たりの資本費及び供給単価であり、年度ごとに基準が変動するため、年度によって繰入れができない状況があることから、事業統合前に高料金対策の対象であった場合は、毎年変動する単価等に関わらず、統合後10年間は引き続き対象となるよう見直しを図ること。

7. 下水道事業への支援について

(1) 今後、下水道施設の改築需要の増大が見込まれる中で下水道が担う公共的役割を将

来にわたり果たしていくため、施設改築への国費負担を確実に継続するとともに、改築事業に必要な予算を確保すること。

(2) 下水道施設の長寿命化や耐震化、更新などに係る国庫補助については、十分な予算を確保し適切に配分すること。

(3) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における下水道未普及対策事業に位置付けられる事業については、補助率の引上げにより財政支援を拡充すること。

また、主要な管渠の範囲についての弾力条項要件の緩和についても再制度化するとともに、効果促進事業について末端管渠整備を再度交付対象とすること。

(4) 災害時において下水道処理機能の維持を図るには、下水道施設を順次耐水化していく必要があるが、長期間を要するため、防災・安全交付金における重点配分の対象として継続し十分な予算を確保すること。

8. 建設発生土の処理に係る法整備について

建設工事等の際に発生する建設発生土について、土砂の発生・運搬・埋立てに関係する事業者に対し、罰則強化を含めた統一した規制を定める法整備を行い、適正な処理を推進すること。

9. 歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

歴史まちづくり事業に関しては「歴史的風致維持向上計画」の認定により利用できる支援制度は広がるが、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性のある財政支援を行うこと。

10. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

令和3年度まで起債が認められている公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の維持及び更新を計画的かつ着実に進めるために必要な制度であるため、措置期間を延長するとともに対象施設を拡大すること。

11. 生活循環整備に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充又は人口要件の緩和を図ること。

(2) 循環型社会形成推進交付金について、施設の設置主体や規模に関わらず補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、老朽化による更新についても補助対象とすること。

(3) 浄化槽設置整備事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和すること。また、合併浄化槽の更新に対しても再度補助対象とするなど財政支援を行うこと。

(4) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業について、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、管渠が補助対象となるように制度を拡充すること。

12. リニア中央新幹線事業の推進及び関連整備への支援について

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間全線の早期開業を実現するため、財政投融资の活用等による支援を継続実施していくこと。また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとするとともに、事業主体に対し、中間駅の概略位置を早期決定し、公表されるよう働きかけること。
- (2) 中間駅の開業に向け、駅前広場等の関連施設や上下水道施設、駅アクセス道路の整備、リニア軌道により分断される地域の機能回復などの関連事業に対し、社会資本整備総合交付金において重点配分の対象とすること。また、元利償還金に対して地方交付税措置がある地方債の創設による財政措置を講じること。

1 3. 富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について国家的プロジェクトに値する重要課題として、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

1 4. 地域公共交通に対する支援について

- (1) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、地域鉄道事業者に対する運行費補助制度を創設すること。
- (2) 地域鉄道事業者支援として都市自治体が行う運行維持経費や施設維持管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど、財政支援措置を拡充すること。
- (3) 地域鉄道事業者が実施する運転免許証自主返納者支援事業に対する支援制度を創設すること。
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源を確保し、地域内路線についても支援を行うとともに補助率の引上げを図ること。また、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、令和3年度以降も要件の緩和など弾力的な対応とすること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、鉄道・バス・タクシー等公共交通においては、利用者の大幅な減少による減収や感染防止対策に係る経費が必要となる中で、市民の交通手段として欠かせない地域公共交通事業者の事業持続化のための支援制度を創設すること。
- (6) 地域公共交通の良好な維持のため、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した路線バスの運営費を補填する市町村単独事業としての地域公共交通事業に対する財政支援を行うこと。
- (7) 高齢者等交通弱者の移動手段を確保する運賃軽減措置やデマンドタクシー運行など、地域の実情に応じた公共交通政策を行う都市自治体に対し、新たな補助制度の創設や既存補助制度における基準額の引上げなどにより財政支援を拡充すること。

1 5. 災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

16. アスベスト含有仕上げ塗材の除去に要する費用の国費負担について

公共施設の老朽化が課題となる中、生活環境に大きな影響を与えるアスベスト含有仕上げ塗材の調査・除去を行う場合に、調査費用のみならず除去に要する費用の国費負担を行うこと。

17. 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

- (1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。
- (2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。
- (3) 亜炭鉱による特定鉱害が発生した場合での特定鉱害復旧事業等基金を活用した復旧手続きを更に進めるとともに、大規模被害にも対応しつつ長期安定的に存続できるよう基金の増額を図ること。

18. 地籍調査事業への支援について

まちづくりの推進や災害時の復旧の迅速化等に有効な地籍調査事業を安定的かつ計画的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

19. 空き家対策の充実強化について

- (1) 老朽危険空き家について、相続時の登記義務付けなど、将来の空き家対策が円滑に実施できるように制度の改善や新たな制度の構築を図るとともに、空き家所有者の利活用を促すための税制や関係法令の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 木造非木造の構造を問わず、危険な空き家等の除却を促進できる補助制度を創設すること。
- (3) 管理不全空き家から越境した樹木の枝の切除ができるよう、相隣関係規定を見直すこと。
- (4) 空き家所有者情報の外部提供に係る制限を緩和し、悪影響を受けている近隣住民が改善に向けて対応できる制度を構築すること。
- (5) 所有者不明空き家の法的措置として、相続財産管理人制度の手続きについて簡素化を図ること。
- (6) 年々増加している空き家に係る対策を促進するため、空家対策総合支援事業について特定空家等に対する行政代執行や略式代執行の除却費用に対する補助率の引上げなど財政支援の拡充を行うこと。

20. 中小企業の安定的な経営促進に係る支援について

事業継続力強化計画等に基づいて、中小企業が設備・機器等を導入するための補助制度を創設すること。

2 1. 農林業の振興施策の充実強化について

- (1) シイタケ等の特用林産物栽培については、キノコバエ類等による生産物への被害が拡大していることから、早急に害虫被害の把握及び防除対策を講じること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金について、酒造好適米も交付の対象とすること。
- (3) 農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産基盤や農村生活環境等の整備が計画的に行えるよう、農山漁村地域整備交付金の十分な予算を確保すること。
- (4) 中山間農業の維持等を図るため、農業活動組織が多面的機能支払交付金を活用して安定的かつ継続的に事業が実施できるよう、十分な予算を確保すること。
- (5) 中山間地域においては地理的条件の不利による負担が就農を困難とし、規模拡大や担い手の育成を阻害しているため、地理的条件の不利を軽減し安心して農業に従事できる支援策を創設すること。

2 2. ぎょさい制度の拡充について

地球温暖化による海水温の上昇や気候変動の影響等により魚病被害が多くなることから、経営面でのリスクが大きく、今後マハタ養殖を継続する生産者の減少が懸念されるため、マハタの養殖共済の病害てん補の対象魚種への追加を図ること。

2 3. C S F（豚熱）対策の推進について

C S F（豚熱）ウイルス感染拡大に伴い増加している死亡野生イノシシの処理について、埋却場所の確保や処分費に対する支援制度を創設すること。

2 4. 鳥獣被害防止対策への支援について

木材価格の低迷が続く中、鳥獣害防止対策を行う森林所有者の負担軽減を図り、伐採地において植栽による確実な森林更新が図られるよう、森林環境保全直接支援事業における鳥獣害防止施設等整備に対する国庫補助の補助率を引き上げること。

2 5. 太陽光発電設備の普及促進について

太陽光発電設備の普及率向上に向け、太陽光発電設備を整備する住宅を対象とした補助制度を創設すること。

2 6. 大規模太陽光発電事業に対する規制について

- (1) 所有者が不明となった大規模な太陽光発電施設の処分等について、事業者業界全体で責任を負うような仕組みづくりを早急に検討すること。
- (2) 太陽光発電施設が無秩序に建設されることで、自然環境や良好な景観を阻害し、災害発生を誘発する危険性があることから、事業を実施するにあたっては、無秩序な開発に一定の歯止めをかける法規制を行うこと。

2 7. 温室効果ガス排出抑制に係る支援について

- (1) 環境負荷低減に係る取組の一層の促進を図るため、都市自治体が温室効果ガス排出

量の算出に必要なデータを把握できるよう、電力事業者等から域内の電力販売量等の情報が提供される仕組みを構築すること。

- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者が自らの活動による温室効果ガス排出量を算定し、把握することで、排出の抑制につながることから、脱炭素社会を実現するために、一定の温室効果ガス排出量の抑制に寄与することができた事業者に対しては、税制等の金銭的な支援を行う施策を創設すること。

28. 新型コロナウイルス感染症に対応する経済対策について

新型コロナウイルス感染症が地域経済に及ぼす影響は長期にわたることが想定されるため、地域経済の回復を図るための経済対策を継続的に実施すること。また、都市自治体が独自に講じる経済対策や事業者が事業継続するための支援等に係る財政支援を継続的に講じること。

29. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者への支援について

- (1) 観光を主産業にしている都市自治体においては、多くの観光客の来訪による経済需要により地域産業が支えられているが、国の感染拡大防止対策として人の流れを止める施策を継続する場合は、観光客等を受け入れる地域の宿泊施設や飲食店等に対しての緊急的な経済的支援の拡充を行うこと。また、国内外からの観光交流人口増加のための包括的な支援のため、新たな観光交流補助事業を創設すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く状況の中、事業継続が困難になっている事業者を救済するために、持続化給付金と家賃給付金を追加給付するとともに、雇用調整助成金等の既存制度を拡充及び延長すること。更に地域の事業者への抜本的な事業再生、事業継続に向けた、きめ細かで長期的・直接的な支援を図ること。
- (3) 飲食店の取引先等へ支給される一時支援金については、売上減少率の基準に経済情勢等を考慮した弾力的な緩和措置を講じること。また、影響が及んでいる業種が広範囲にわたるため、支給対象業種を拡充すること。
- (4) 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業については、地域の実情に合ったきめ細かい支援を事業者に行うことができるため、経済情勢が回復するまで継続して実施すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第5号議案 教育・文化施策の充実強化について

令和3年4月30日提出

東海市長会

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。
- (2) 小中学校全学年での35人以下学級編制の実施に見合う教職員を配置すること。小中学校全学年での教職員の配置が困難な場合は、まずは小学校から対象学年を拡大していくための教職員を配置すること。
- (3) 35人以下学級編制の対象学年拡充に伴う教職員配置について、教職員配置による対応が困難な場合は、少人数指導やチーム・ティーチングの指導方法工夫改善による加配定数を維持しつつ、都市自治体において配置している非常勤講師等の人件費への補助制度を創設すること。

2. 児童生徒への支援の充実について

- (1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に4人に引き下げる。また、学級数の増加に伴い必要な人的及び財政的支援を講じること。
- (2) 通常学級内において特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対し、教員、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための人的配置については、地方交付税措置がなされているものの、普通学級に在籍する支援を要する子どもたちの増加、多様化する支援内容に対応するため、更なる財政措置を講じること。

- (4) 基本的な生活習慣が身に付いていない小学校低学年の児童の増加に対し、支援員等が確実に支援できるよう、財政的支援を行うこと。
- (5) 発達に課題をもつ子どもの健やかな成長を促すためには、就学前から就学後までの切れ目のない更なる相談体制の充実が必要となることから、「トライアングル」プロジェクトの構築に要する人件費や事業に係る経費などを支援する制度を創設すること。
- (6) 医療的ケアの必要な幼児児童生徒の就学を支援するために、必要な看護師の確保とその人件費等への財政支援、及び支援に必要となる機器導入に係る財政支援を図ること。

3. 外国人児童生徒への支援の充実について

- (1) 公立小中学校においては日本語指導を要する外国人児童生徒の増加が続き、今後も増加が見込まれるため、外国から来日して編入する児童生徒の生活指導や学習指導を継続的に行うための教育に対して、十分な財政的支援を講じること。
- (2) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室の設置運営に当たり、事業に対する補助の継続及び拡充を図ること。
- (3) 外国人児童生徒に対応する加配教員については、特別な教育課程を編成している学校以外でも配置できるよう国が責任を持って対応するとともに、都市自治体が行う支援員の配置に対して人的及び財政的支援を行うこと。
- (4) 外国人児童生徒の多国籍化・多言語化に伴い、質の高い日本語指導補助者・母語支援員などが登録された日本語教育推進に係る人材バンクを創設し、学校現場への派遣に必要となる予算措置を図ること。

4. いじめ防止対策について

- (1) いじめ問題の未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家（弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等）の確保について、財政措置を講じること。
- (2) いじめ問題等の防止に向けた取組においては、第三者的立場である外部専門家を活用した取組を再度補助対象とするとともに、啓発活動に係る費用を補助対象とすること。また、問題対応には専門的知識を有する社会福祉士等の活用が有効であるが、人材が不足しているため、人材養成の促進を図ること。
- (3) ネットパトロール及び情報モラル講座等、ネットトラブル未然防止のための講座開催に係る財政支援制度を創設すること。

5. 「令和の日本型学校教育」を実現するための支援について

令和3年1月26日の中央教育審議会において答申がまとめられた「令和の日本型学校教育」を実現するため、必要な教職員定数の確保や学校施設整備に向けた財政支援、及び教員の働き方改革に向けた外部人材確保等への支援、GIGAスクール構想

下の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に向けた支援等を図ること。

6. G I G Aスクール構想に関する支援について

- (1) G I G Aスクール構想を持続可能なものとし、また、自治体間の教育に格差が生じることのないよう、端末整備完了後においても、教育用ソフトウェア等に係る費用、セキュリティ対策や通信ネットワークに係る費用、端末及び関連機器の更新や保守等に係る費用について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (2) 授業目的公衆送信補償金については、地方財政措置等ではなく、すべての児童生徒に給与される教科書と同様に無償とすること。
- (3) G I G Aスクールサポーター及びI C T支援員の配置に係る費用について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) G I G Aスクール構想に係る財政支援は、地方交付税への算入ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助により講じること。
- (5) G I G Aスクール構想において、教室における端末だけでなく、家庭でのオンライン学習実施に係る通信費を補助対象とするよう支援の拡充を行うこと。

7. デジタル教科書普及促進について

- (1) G I G Aスクール構想により整備した児童生徒1人1台端末のより効果的な活用が図れるよう、「学習者用デジタル教科書普及促進事業」における対象を全ての小中学校及び学年とするとともに、対象教科も拡充できるよう十分な財政支援を講じること。
- (2) 令和3年度から、国は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」によりデジタル教科書の普及促進を予定しているが、今後デジタル教科書が本格的に導入される際には新たな教育格差が生じないように、国費による支援を創設すること。

8. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

- (1) 今後も計画的な大規模改造工事を継続し、特別教室及び屋内運動場へのエアコン整備を実施するため、学校施設の整備に対して確実な財政措置を講じるとともに、さらなる拡充を図ること、また、速やかな事業執行ができるよう早期の内示を行うこと。
- (2) 学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担うため、学校施設の老朽化に対応する改築、長寿命化改修、大規模改修やトイレ改修などの各種環境改善事業に係る公立学校施設費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金について、補助要件の緩和、実態に即した建築単価の引上げや補助率の引上げなど財政支援を拡充するとともに、十分な予算を確保すること。また、学校施設の整備工事が授業に影響を及ぼさない夏休み中に実施できるよう、当初予算で確実に財源を確保すること。
- (3) 学校施設環境改善交付金の算定基準である工事費の建築単価については、実際の建築単価との乖離があることに加え、当該算定基準の根拠となる工事内容が非公表とな

っているため、乖離が生じる理由を把握できなくなっている。算定基準の根拠となる工事内容を明示し、実態に即した建築単価や補助率の引上げ、補助対象事業費の上限額の見直し・撤廃を行うこと。

- (4) 学校施設環境改善交付金について、屋上防水のみや外壁改修のみなどの部位別の改修が交付対象となるよう交付基準の見直しを行うこと。
- (5) 特別教室への空調設備の設置について、小中学校において3密回避のため活用される特別教室への空調設備の設置を進める必要があるが、既に普通教室への設置推進により大きな財政負担が生じているため、学校施設環境改善交付金において、普通教室への設置以上に補助単価及び補助割合を引き上げること。
- (6) 児童生徒の教育環境を改善するために学校トイレの洋式化を早急に行うに当たり、優先的に学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ及び補助単価の引上げを行うこと。
- (7) 児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担う小中学校等体育館への空調設備整備は、熱中症対策に加え新型コロナウイルス感染防止対策にも有効なため、学校施設環境改善交付金における算定割合及び対象整備の拡大により財政支援を拡充すること。
- (8) 学校給食に係る施設整備について、計画的な更新の促進を図るため、設備の更新に対する補助制度を創設するとともに、増築を伴わない改修についても補助対象とすること。
- (9) 「共同学校事務室」の設置に伴う備品、消耗品の整備について、財政支援すること。
- (10) 学校体育施設及びスポーツ施設の多くが水銀灯照明を使用する中、水銀灯の製造及び輸入の禁止により交換時期到来の際にはLED照明の導入を要するが、施設数が多く大きな財政負担が生じるため、LED照明導入整備に係る財政支援制度を創設すること。

9. ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業の拡充について

日本代表選手及び中央競技団体による高地トレーニング施設の積極的利用を図り、国際競争力の向上をサポートするため、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業において移動経費を事業対象とすること。また、備品整備及び施設整備の事業対象を拡充すること。

10. 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアへの総合的な支援について

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受け、国内トップアスリートの育成や輩出の一助となっている飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアについては、受入体制や選手育成機能を高めるため、東京2020オリンピック・パラリンピック以降もソフト・ハードにわたる総合的な支援を継続すること。

11. へき地児童生徒援助費等補助金の拡充について

小中学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒については、スクールバスの運行が必須となるが、へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱では、バス運行委託費の補助対象期間が統合から5年間となっており、恒久的な財政負担が大きくなるため、補助対象期間を撤廃すること。

1 2. 日本語学習支援施設整備に係る支援制度の創設について

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、尊重し合って、ともに支え合いながら暮らすことのできる多文化共生社会の実現を目指し、外国人住民が日本語を学習する機会を提供するために、都市自治体が整備する施設について、建設費補助等の財政的な支援制度を創設すること。

1 3. 多言語に対応した情報提供に関する環境整備について

外国人住民に対し、災害時等緊急を要する情報を提供できる環境整備を行い、多言語化対応の拡充をするための財政支援を図ること。また、日本語教育推進法に基づき、日本語教育の機会の拡充のため、ICT教材の充実を図るとともに、包括的な地域日本語教育の推進体制を構築すること。

1 4. 学校給食無償化の制度化について

児童生徒の健全な育成のために必要不可欠な食育の推進を図るため、国において学校給食の無償化を制度化すること。

1 5. 文化財の保全・活用等について

文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、国登録有形文化財（建造物）を維持することが困難な個人所有者に対して、維持管理及び修繕に対する財政支援制度を創設すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。